

## 月性事蹟考

—坂井虎山との初めての出会いの時期について—

愛 甲 弘 志

一

筆者は、幕末の詩僧、月性（二八一七—一八五八）が二十歳の時に中島棕隠（一七七九—一八五五）に贈ったという漢詩を例に取り上げ、月性の漢詩集『清狂遺稿』（上下二巻）編纂に内在する問題について論じたことがある。<sup>①</sup>大洲鐵然（一八三四—一九〇二）と天地哲雄（？—一九〇五）によって編まれたこの『清狂遺稿』は、月性の漢詩集としては最も多くの作を収めており、しかも今では国立国会図書館のデジタルコレクションでも公開されているので一般の読者が鑑賞するには至って簡便な通行本であるといえる。しかしながらこの本は月性が亡くなった安政五年（一八五八）から三十四年後の明治二十五年（一八九二）になって上梓されておれば、この本の編者たちはいったいどこからどのような写本を集めて編纂に当たったのかが大きな関心事となる。時代の懸隔、写本の入手、校勘作業といった困難がこの本の編纂には当然の如く纏わっていたと考えねばならない。つまりこの本がたいへん簡便なものでありながら、しかしその編纂によって読者に誤解を与えていることが有り得ることを承知しておかねばならないので

ある。月性が中島棕隠に贈った漢詩を詠んだ場所と時期について筆者が再考するにあたって、『清狂遺稿』よりも時間的に古い『未定清狂吟稿』や『清狂吟稿』などの写本が大いにその拠り所となった。本稿でもこれら月性漢詩の写本を大いに活用することよって、『清狂遺稿』の編纂によって生まれた誤解のあることを論証し、月性についてより正しく理解する為には、今日まで残されてきたこれら写本の存在がいかに重要であるかについて改めて認識を深めるきっかけとしたい。

## 二

今回、取り上げるのは、月性が広島藩儒、坂井虎山（一七九八—一八五〇）に初めて拝謁した時期についてである。坂井虎山は、名は華、字は公実、通称は百太郎、虎山は号で、また臥虎山人とも称した。かつて同じ広島藩の頼山陽（一七八〇—一八三三）の父、頼春水（一七四六—一八一六）に学んだことがあり、後に家塾百千堂を開いて、当時、西国を代表する人物であった。

その坂井虎山に月性は郷里遠崎（山口県柳井市）から広島まで拝謁しに行くのであるが、これを天保七年（丙申一八三六）、月性二十歳の時とするのがこれまでの大方の見方である。いまここに月性の年譜として代表的な立泉昭雄氏の「贈正四位月性上人年譜」〔維新の先覚 月性の研究〕所収<sup>②</sup>以下「立泉年譜」と略記〕と海原徹氏の「月性略年譜」〔月性〕所収<sup>③</sup>以下「海原年譜」と略記〕の関連箇所を掲出する。なお\*は二つの年譜を収める書の関連記事。傍点と※は筆者による。

天保七年（丙申） 一八三六 月性二十歳

「立泉年譜」(第七頁)

京都で新年を迎う

三月、洗心亭席上で中島宗隠軒に詩を賦して贈る

晩春帰国

三月二十六日、広島に遊び、初めて坂井虎山に謁して詩を賦す

秋、広島を経て九州にゆき佐賀市与賀町善定寺不及の門に入る

「海原年譜」(第三二八頁)

新春を京都で迎える。3月中島棕隠に詩を示す。3・26、広島、坂井虎山に束脩を呈する。秋、佐賀遊学のため発つ。11・24日田咸宜園に入り客席生となる。七日間学ぶ。12月初旬、薬師寺村の蔵春園を訪ね、しばらく在塾。12・22蔵春園に別れを告げて発つ。年末、佐賀善定寺の精居寮に入る。

\*『月性年譜』(※「立泉年譜」)がいうように、天保六年冬、豊前から帰国し、翌年正月に上京、ついで春ごろ、広島、の、坂井虎山を訪ねるなどして、その年の秋佐賀の不及門を叩いたというのが真相であろう。

(『維新の先覚 月性の研究』海原徹「教育者としての月性」二 不及師に学ぶ」第一〇四頁)

\*天保六(一八三五)年冬、恒遠塾を去り、故郷に帰った月性は、京都で新年を迎えており、席の暖まる暇もなく上洛したことが分かる。三月某日、洗心亭席上で中島棕隠せういんに詩を賦して贈ったというから、しばらく滞在していたようである。三月二十六日、広島に現れた月性は、坂井虎山(百太郎)に初めて会い、束脩の礼、すなわち入学金を納めている。広島藩儒で後に幕府講学所教授に挙げられた虎山は、頼山陽

をして「文中の傑」と嘆ぜしめた優れた学者であり、広島城下、今の場的場町まほにあった自宅の塾舎、百千堂は諸国からその盛名を慕って来る遊学者で溢れていたというが、月性もその一人であろう。

虎山の許にどれくらい留まっていたのかはつきりしないが、いったん遠崎村に帰り、天保七年秋、佐賀善定寺をめざして発った。（『月性』「第二章 諸国修行の旅」2 不及の精居寮へ」「宗乗を学ぶ」第三〇頁）

これら二つの年譜が、天保七年（丙申一八三六）に月性が坂井虎山に初めて拝謁したとするのは拠るところがあるのである。それは『清狂遺稿』卷之上の第16首（第五葉裏）「晚春廿又六日、洋寝亭東窓下残眠未覺、鷗村俄呼催廣陵遊。倉卒上舟、賦此詩備遺忘（晚春廿又六日、洋寝亭の東窓下に残眠未だ覺めざるに、鷗村俄に呼びて広陵〔広島〕の遊を催す。倉卒に舟に上り、此の詩を賦して遺忘に備う）」という詩にはじまる一連の作品に拠る。この詩は、山口県柳井市の月性展示館所蔵で標題を『虎山醒窓二家批評未定清狂吟稿卷之三』と記す写本中の『未定清狂吟稿』卷之三の第23首めにも見られ、それには「晚春念六之曉、洋岬亭東窓下春眠未覺曉夢猶迷。友人鷗村俄呼問枕之夢■（虫喰い）廣陵遊、倉卒旅装上舟、戲賦一絶以備他日遺忘」となっているが、この二種の詩題から、三月二十六日の早暁（『洋岬亭』）というところでまだ眠りの中にあつた月性が突然、友人の（鷗村）なる者に広島行きを誘われてあたふたと舟に乗り込んだということが知られる。しかし詩の内容は坂井虎山に拝謁しに行くのだという意気込みどころか広島（揚州・廣陵）での佚遊を期待したものとなっている。

十里珠簾月滿樓 十里の珠簾 月 樓に滿つ

分明昨夜上揚州 分明たり 昨夜 揚州に上る

欲尋閑枕一場夢 閑枕一場の夢を尋ねんと欲して

更作廣陵三日遊 更に作す廣陵三日の遊

この広島行きを誘った〈鷗村〉なる人物が誰だとはしかと確定できるわけではないが、二つの理由によって月性とは昵懇の間柄であった秋元家の人間であることは動かないであろう。その理由の一つはこの名前にある。月性には他に天保十一年（庚子一八四〇）年末の作で、「冬杪臥病、次韻某上人近製以似秋鷗村。鷗村時病瘵、故七八及之（冬杪病に臥し、某上人の近製に次韻し以て秋鷗村に似<sup>あた</sup>う。鷗村時に瘵に病み、故に七八之に及べり）」（『清狂遺稿』巻之上第81頁第二十葉表）というのがある。この〈秋鷗村〉という名から、この人物が秋元家により近づく<sup>(4)</sup>とみるのである。

そもそも秋元家は柳井遠崎の鍵屋というかなり有力な俵物下請問屋であり、村の大庄屋でもあった。主人は代々茂次右衛門を襲名しており、月性が住む妙円寺前の街道を挟んだすぐ目の前に家があった。<sup>(4)</sup>月性の竹馬の友で一歳年下の秋元政徳（一八一八—一八九三後に稲彦と改名）は、この鍵屋の惣領息子で、『清狂遺稿』及び『清狂吟稿』（山口県萩市松陰神社宝物殿至誠館所蔵）の冒頭に詠まれる「寄懐秋晚香（懐いを秋晚香に寄す）」四首を贈られた人物である。この〈秋晚香〉の〈晚香〉は秋元政徳の号であり、〈秋〉は〈秋鷗村〉と同じく中国風に姓が一字につづめられたものである。因みにこの連作詩は天保四年（一八三三）、既に九州は豊前の蔵春園（福岡県豊前市薬師寺）で恒遠醒窓（一八〇三—一八六二）に師事していた十七歳の月性が幼なじみの秋元政徳（晚香）<sup>(5)</sup>に対して遠崎でくすぶっておらずここに来るようにと誘った内容のものである。この月性の誘いが功を奏したのか、翌年の天保五年（一八三四）四月四日のこととして、蔵園春の門人帳に秋元晚香の入門が記されているというが、筆者はその門人帳は未見<sup>(6)</sup>。秋元家の墓は柳井市遠崎の浄土宗長命寺境内にもあるが、本家の墓はそこから少し離れた墓地にあり、秋元政徳（晚香）の墓もそこにある。その墓誌には次のように刻まれている。

晚香堂仁誉蕙應政徳居士

俗称秋元茂次右エ門政徳後改稲彦行年

明治廿六年九月十三日卒 七十六才

また月性展示館には『翰墨因縁（自内申）』なるものが所蔵されており、そこに収められている詩文の多くは月性に贈られた他人の作であるが、筆蹟は月性のものと覚しい。ただ標題は別人の筆、さらにまた別人の筆になるのか左上に小さく薄く〈鷗村所賦〉と記されていることから、月性、或いは妙円寺とこの〈鷗村〉との近しさが知られるようである。

もうひとつ、〈鷗村〉が、秋元家の人物であるという理由に、月性が泊まっていた〈洋岬亭〉が秋元家の所有であったということにある。この亭閣については月性や秋元政徳（晩香）が籍を置いていた豊前の蔵春園でも随分と話題になっていたようで、月性の師、恒遠醒窓にも、「寄題防州秋元氏洋岬亭（防州秋元氏の洋岬亭に寄題す）」の七律詩が『遠帆樓詩鈔』第一集卷之三に収められている。<sup>7)</sup>この卷之三は天保己亥から壬寅までの漢詩を収め、この詩の後に「庚子除日」詩が出てくるので、この詩は天保十年（己亥 一八三九）から翌天保十一年（庚子 一八四〇）までの作となろう。これによって、〈洋岬亭〉が天保十・十一年頃以降には存在していた、むしろそれ以前については判らないことを確認しておいた方がいかもしれない。醒窓以外にも月性（この頃は烟溪とも号す）と風徳なる者が同学の漢詩を選んで編んだ『自遠館同韻詩集』（求菩提資料館所蔵「蔵春園資料目録」一三三六）にも大林の「洋岬亭」詩と覚融の「洋岬亭」詩が見えるが、これらはまず実景を前にしての作詩ではないであろう。ここでもつとも注目すべきは、恒遠醒窓が七律詩以外に「洋岬亭記」も作っていることである。山口文書館蔵吉田樟堂文庫「月性師事蹟資料一」にこの「洋岬亭記」の書写したものがあがるが、ただ吉田樟堂氏が扱ったと記す「醒窓遺稿」なるものの所在は不明である。<sup>9)</sup>月性展示館所蔵品にも「恒遠醒窓詩集（写）」として原稿用紙にペン書きの「洋岬亭記」があがるが、両者には時に文字の異同が見られる。いまここに「月性師事蹟資料一」の「洋岬亭記」の冒頭部分を掲げると次の

通り。

周之地、背山面海、其勝遠確爲最也。北有琴山、南有鼓海。海絶而爲豫山、翠鬢青螺、髣髴乎雲霧間、碕之東有邱、繞邱而茂木生焉。奇石幽草、羅列其內者、殆不可數也。

縣吏秋元政盈、作亭于邱上、名以洋峨、徵記於余。蓋取伯牙與鍾子期之事也。余曰、善哉、秋元氏之名亭也……

周の地は、山を背に海に面し、其の勝は遠確に最たるなり。北に琴山有り、南に鼓海有り。海絶<sup>へた</sup>たりて豫山たりて、翠鬢青螺、雲霧の間に髣髴たり。碕の東に邱有り、邱を繞りて茂木生ず。奇石幽草、其の内に羅列する者、殆ど数うべからざるなり。

県吏秋元政盈、亭を邱の上に作り、名づくるに洋峨を以てし、記を余に徵<sup>もと</sup>む。蓋し伯牙と鍾子期の事に取るなり。余曰く、善きかな、秋元氏の亭に名づくるや……

遠崎の東の丘にあったと記す〈洋峨亭〉は、今やその所在は不明であるが、秋元政盈なる者がこれを作ったという。恒遠醒窓はこの〈洋峨亭〉についての記文を書いてもらうように依頼されたのであるが、そこには当然、醒窓の門人であった秋元政徳（晩香）、或いは月性が介在していよう。醒窓は、この〈洋峨亭〉の名前の由来が、琴の名手伯牙が高い山をイメージして琴を奏でると、鍾子期が〈善哉、我、我、兮若泰山（善きかな、我我として泰山の若し）〉と評し、また流れる川をイメージして奏でると、また〈善哉、洋、洋、兮若江河（善きかな、洋洋として江河の若し）〉と評し、伯牙の心の内をよく理解していたといういわゆる知音の話（『列子』）に基づくとみるが、〈県吏（中国的言い回しで、地方の役人のこと。大庄屋であったことを指すであろう）〉をしていたという秋元政盈が遠崎の琴山（琴石山）を背に鼓海を前に作られた別荘をこのように命名するのはその人となりがよく表れているとまるで見てきたかのように讚

える。しかし恒遠醒窓が直接ここを訪れたという記録は見い出せないし、そもそも前述の醒窓の七律詩が寄題詩であることから、これもまた秋元政徳（晩香）や月性から得られた情報だけで作り上げられたはずである。また嘉永四年（辛亥 一八五二）、秋元稲村なる人物の還暦を寿ぐために、篠崎小竹（二七八―一八五二）・篠崎竹陰（二八〇三―一八五八）・後藤松陰（二七九七―一八六四）・草場珮川（二七八七―一八六四）・廣瀬旭莊（二八〇七―一八六四）・斎藤拙堂（二七九七―一八六五）といった当代きつての文人たちが書を贈っている。これも月性を通じての秋元政徳（晩香）の請託に違いないというのは、この稲村こそは、明治四年（辛未 一八四二）に八十一歳で亡くなったと柳井市遠崎にある墓の墓誌に記す秋元政盈（生年は嘉永五年癸丑歳 一七九三）、つまり政徳の父だからである。政盈の号を稲村とするのは（鷗村）とよく似た名づけ方である。前述の月性展示館所蔵の『未定清狂吟稿』巻之三に載せる詩題は（鷗村）の前に（友人）が付いているので、月性に広島行きを誘ったのが、稲村と号した秋元政盈の子で後に稲彦と改めた政徳（晩香）のことであればいちばん理解しやすいが、しかしこれはまったく想像の域を出ない。

### 三

以上、月性の強力な後ろ盾でもあった秋元家は至って重要な存在でありながら不正確であったり、また新たに付け加えるべき情報があったのでここまで贅言を厭わず述べてきた。さてここで改めて前掲の「晩春廿又六日、洋菟亭東窓下残眠未覺、鷗村俄呼催廣陵遊……」詩について見てみると、秋元家の別邸ともいえる洋菟亭に泊まり込んでいた月性が、三月二十六日の早朝、秋元鷗村から急に広島行きを誘われて舟に乗り込んだというのである。しかしこの誘いというのも恐らくはもともと俵物を扱う秋元家鍵屋の船荷の都合で広島に行く便もあつてのことであつ



たろう。そしてこれを天保七年（丙申一八三六）の年に繋げるのは、まさに『清狂遺稿』に拠るのであるが、ここにそのあたりの詩を並べてみると次の通り。（詩題の上の番号は『清狂遺稿』卷之上収録詩の通し番号）

14 丙申早春（第五葉裏）

15 洗心亭席上賦贈中嶋櫻隱軒（第五葉裏）

16 晚春廿又六日、洋我亭東窓下殘眠未覺、鷗村俄呼催廣陵遊。倉卒上舟、賦此詩備遺忘（第五葉裏）

17 嚴島（第六葉表）

18 舟抵廣城（第六葉表）

19 初謁虎山先生賦呈（第六葉表）

20 廣城（第六葉裏）

21 舟發廣城（第六葉裏）

22 餌浦候潮（第六葉裏）

これらの並びから、16から20が広島行き、21と22が広島からの帰りを詠んだものであり、これらをその前に置かれている14「丙申早春」詩に拠って、前掲の二つの年譜が天保七年（丙申一八三六）の作と見なすのはいかにも自然な考え方である。<sup>(10)</sup>しかし15「洗心亭席上賦贈中嶋櫻隱軒」詩が、14「丙申早春」詩と16「晚春廿又六日……」詩の間にあることから、前掲の「立泉年譜」が「三月、洗心亭席上で中嶋宗隱軒に詩を賦して贈る」とし、「海原年譜」も「3月中嶋棕隱に詩を示す」と記するのが事実と異なり14と16の間に置くべきではないことは、筆者が前稿で述べた通りである。<sup>(11)</sup>それを論証するのに用いたのが、この頃の中嶋棕隱の足取りが見て取れる宗隱の『金帚集』、そして月性漢詩の写本であったが、ここでも月性漢詩の写本を引き比べてみるとこのあたり時間的配列に於いて大きな

乱れがあることに気づかされる。そこでまず月性漢詩の主な写本を列記し、併せてそれぞれの写本が収める漢詩の制作時期と月性の年齢なども記し、広島行きと帰りに関わる漢詩を収録する写本については太字にした。さらにその後にはそれらを対比させた表（表一広島行き・表二広島からの帰り）を掲げておいた。表の中で『清狂遺稿』は出版年を、それ以外の写本については収録する詩の制作時期を記し、また各詩の制作年はそれぞれの写本の中に記される干支の前後からはっきりわかるものについては記した。表の一番左の詩題は『清狂遺稿』に抛り、『清狂遺稿』に収録しない括弧付きのものはそれを収録する写本の詩題で、『清狂遺稿』と異なる詩題についてはそれぞれの写本の所に明記した。各詩に付された番号は『清狂遺稿』及びそれぞれの写本の中での順番を示し、連作詩は同じ番号に枝番を付した。

① 標題 『虎山醒窓二家批評未定清狂吟稿』卷之三（山口県柳井市遠崎月性展示館所蔵）

① a 『未定清狂吟稿』卷之三

※天保十一年（庚子一八四〇月性24）より天保十二年（辛丑一八四一月性25）までの三十八首。

① b 『未定小稿』

※天保十二年（辛丑一八四一月性25）四月以降の十六首。

② 標題 『天保古詩百一鈔草稿』（月性展示館所蔵）

② a 『天保古詩百一鈔草稿』

※坂井虎山五首・超然五首・篠崎小竹十九首。

② b 『草稿』

※天保十三年（壬寅一八四二月性26）から嘉永六年（癸丑一八五三月性37）までの十九首。

② c 『鄙稿』(其一)

※天保十二年? (辛丑 一八四一月性25?) より天保十四年(癸卯 一八四三月性27) までの七首。

② d 『鄙稿』(其二)

※大阪在住時の一首。

② e 『庚戌未定稿』

※嘉永三年(庚戌 一八五〇月性34) の十四首。

② f 『鄙稿』(其三)

※天保十二年(辛丑 一八四一月性25) の十二首。

② g 『鄙稿』(其四)

※天保十二年(辛丑 一八四一月性25) の四首。

③ 標題 『清狂吟稿』(第一冊) (山口県萩市松陰神社宝物殿至誠館所蔵)

③ a 『清狂吟稿』卷之一

※天保四年(癸巳 一八三三月性17) より天保十三年(壬寅 一八四二月性26) までの五十七首。

③ b 『清狂吟稿』卷之二

※天保十四年(癸卯 一八四三月性27) より嘉永二年(己酉 一八四九月性33) までの六十七首。

③ c 『庚戌辛亥未定草稿』

※嘉永三年(庚戌 一八五〇月性34) より嘉永四年(辛亥 一八五一月性35) までの四十五首。

④ 標題 『清狂吟稿』(第二冊) (松陰神社宝物殿至誠館所蔵)

④ a 『壬子甲寅稿』（仮称）

※嘉永五年（壬子 一八五二月性<sup>36</sup>）より嘉永七年（甲寅 一八五四 月性<sup>38</sup>）までの五十七首。

④ b 『草稿』

※安政二年（乙卯 一八五五 月性<sup>39</sup>）の三十二首。「送北條小澁趣任於大坂邸監」詩と詩題のみの「偶成」

詩以外は吉田松陰評『清狂詩鈔』とすべて重複。

⑤ 『清狂吟稿』卷之三（大分県中津市耶馬溪風物館所蔵）

※嘉永三年（庚戌 一八五〇 月性<sup>34</sup>）より嘉永四年（辛亥 一八五一 月性<sup>35</sup>）までの四十三首。

⑥ 『清狂道人遺稿』（耶馬溪風物館所蔵）

※嘉永五年（壬子 一八五二 月性<sup>36</sup>）より安政二年（乙卯 一八五五 月性<sup>39</sup>）までの八十八首。

ここで少し説明を加えておきたいのは、まず③ a ③ b ⑤の『清狂吟稿』についてで、これは安政三年（一八五六）頃、杉梅太郎（一八二八—一九一〇）のところに月性が留め置いた写本に深く関係し、これを元にその弟の吉田松陰（一八三〇—一八五九）が月性没後に上梓しようとしている。ここに収めるかなりの詩が明治二十五年（一八九二）刊行の『清狂遺稿』に収録するものと重複が見られたいへん興味深いものであるが、文字の異同等もあり、これについてはいまだし詳細な比較調査が必要である。<sup>(12)</sup> この中で本論に関わるのは、天保四年（癸巳 一八三三）から天保十三年（壬寅 一八四二）までの詩を収める③ a の『清狂吟稿』卷之一である。次に① a 『未定清狂吟稿』卷之三と② f 『鄙稿』（其三）について、「晩春念六之暁、洋岬亭東窓下春眠未覺……」詩を後者には載せないのを除いて、この広島行きに關してすべて重複し順番も同じだが、② f 『鄙稿』（其三）は表に示す十二首のみで、それには後に掲げる図

月性事蹟考

表一 広島行き

	『清狂遺稿』 上冊(卷之上)	③ a 『清狂吟稿』 卷之一	① a 『未定清狂吟稿』 卷之三	② f 『鄙稿』 (其三)	② c 『鄙稿』 (其一)	① b 『未定小 稿』
	明治25年 (1892)	天保4年(1833) -13年(1842)	天保11年・12年 (1840・1841)	天保12年 (1841)	天保12年 (1841)? -天保14 年(1843)	天保12年 (1841) 4月以後
晩春廿又 六日洋寝 亭……	16天保七年 丙申1836		23天保十二年 辛丑1841 「晩春念六之曉、 洋峨亭東窓下春眠 未覺曉夢猶迷。友人 鷗村俄呼閒枕之 夢■廣陵遊、倉卒 旅裝上舟、戲賦一 絶以備他日遺忘」			
(放舟)			24天保十二年 辛丑1841	1		
(洞口晚 泊)			25天保十二年 辛丑1841	2		
(丸石舟 中)			26天保十二年 辛丑1841	3		
嚴島	17天保七年 丙申1836			4		
嚴島	72天保十二年 辛丑1841	34天保十二年 辛丑1841	27天保十二年 辛丑1841			
舟抵廣城	18天保七年 丙申1836		28天保十二年 辛丑1841	5		
初謁虎山 先生賦呈	19天保七年 丙申1836		29天保十二年 辛丑1841	6		
廣島	73天保十二年 辛丑1841	35天保十二年 辛丑1841	30-1天保十二年 辛丑1841 「廣城二首」(其一)	7-1 「廣城二 首」(其 一)		
廣城	20天保七年 丙申1836		30-2天保十二年 辛丑1841 「廣城二首」(其二)	7-2 「廣城二 首」(其 二)		

表二 広島からの帰り

	『清狂遺稿』 上冊(卷之上)	③ a 『清狂吟稿』 卷之一	① a 『未定清狂吟稿』 卷之三	② f 『鄙稿』 (其三)	② c 『鄙稿』 (其一)	① b 『未定小 稿』
	明治25年 (1892)	天保4年(1833) -13年(1842)	天保11年・12年 (1840・1841)	天保12年 (1841)	天保12年 (1841)? -天保14 年(1843)	天保12年 (1841) 4月以後
舟發廣城	21天保七年 丙申1836		31天保十二年 辛丑1841	8		
餌浦候潮	22天保七年 丙申1836		32天保十二年 辛丑1841 「繪場浦候潮」	9		
(嚴灘舟 中)			33天保十二年 辛丑1841	10		
(大野浦 夜泊)			34天保十二年 辛丑1841	11		
自廣嶋歸 崎舟中	75天保十二年 辛丑1841	37天保十二年 辛丑1841 「自廣嶋歸遠崎 舟中」	35天保十二年 辛丑1841 「自大野歸遠崎舟 中」	12 「自大野 歸遠崎舟 中」		
臥虎山歌 贈阪井先 生	74天保十二年 辛丑1841	36天保十二年 辛丑1841			3	10天保十 二年 辛丑1841 「戲作臥 虎山歌贈 坂井厩山 翁」

①の「嚴寫」詩からも判るように随処に坂井虎山の朱批が加えられている。①a『未定清狂吟稿』卷之三はこれに拠つて改められ、そしてそれぞれの詩の後に他の評者のものもまとめて批語が置き直されているので(図②)、②f『鄙稿』(其三)が坂井虎山に批評を乞うために作られたものであり、それを整理して①a『未定清狂吟稿』卷之三の中に収めたことがわかる。②c『鄙稿』(其二)と①b『未定小稿』については、例えば前者に収める3「臥虎山歌贈坂井先生(臥虎山の歌坂井先生に贈る)」詩が『清狂吟稿』や『清狂遺稿』と同じ詩題であるのに対して、後者は10「戯作臥虎山歌贈坂井虎山翁」詩となつてゐるようになり、後者の方が前者より先に作られてゐるといえる。

さてここで注目すべきは、これら広島に行き帰りに関係すると思われる詩が、②f『鄙稿』(其三)や①a『未定清狂吟稿』卷之三ではすべて天保十二年(辛丑一八四一月性25)の詩であるのに対して、『清狂遺稿』は行き「放舟」(洞口晚泊)「丸石舟中」の三首、帰りの「嚴灘舟中」「大野浦夜泊」の二首を取めないのを除いて、天保七年(丙申一八三六月性20)と天保十二年の詩として別々に分けて配されてゐることである。このうち72「嚴島」詩・73「廣島」詩・74「臥虎山人歌贈坂井先生」詩・75「自廣嶋歸崎舟中」詩を天保十二年に配するのは、それらの二つ前の70「聞草立大東上遥有此寄」詩の詩題の下に(辛丑)の二文字が記されてゐるからで、ここは『清狂吟稿』も同様であるが、しかし天保七年に配せられる詩については、『清狂吟稿』では広島とはまったく関係のない三首のみで、そこに広島への行き帰りの詩を一首も収めていないのは表にも明らかである。いずれにせよ『清狂遺稿』には天保十二年の広島行きの詩も収められてゐるといふ判断からか、「立泉年譜」と「海原年譜」も以下のように記してゐる。

天保十二年(辛丑) 一八四一月性二十五歳

「立泉年譜」(第八頁)

正月、在郷、広島に坂井虎山を訪ふ、

三月、厳島に遊び、再び、広島に入る。虎山歌の長詩なる。帰路室津を過ぎて帰る  
夏また萩に遊ぶ

「海原年譜」(第三一九頁)

1、月、広島、の坂井、虎山を訪ねる。3、月、厳島を経て、広島に行く。虎山歌の長詩を作る。夏、萩城下に出る。

\*九州遊学から帰って一年後の天保一二(一八四二)年、二五歳の正月、広島、の坂井、虎山を訪ねている。

すぐに帰郷したらしいが、三月には、厳島(宮島)を経て再度広島に入った。坂井虎山に呈した長詩、「臥

虎山歌贈坂井先生」や「厳島」と題する詩は、この時に詠んだものである。とくに厳島は、長州藩の祖

毛利元就が陶晴賢を奇襲し、大勝利を収めた伝説の地であり、これを題材にした「蹉跎たり千畳閣」で

始まる詩を作り、虎山先生の「語々実況」、まるで眼前の景色を見るかのようなという評を得ている。「帰

帆箭よりも疾し」というから、間もなく広島から舟で帰ったことが分かるが、遠崎村へ直行せず、わざ

わざ室津に上陸した。おそらく周辺の友人たちを訪ねながら、陸路帰ったのであろう。この年の夏には、

萩城下に出ている。「月性」第二章「諸国修行の旅」2「不及の精居寮へ」「諸方の塾に出入りする」(第三八頁)

この二つの年譜は天保十二年の正月と三月それぞれに月性が広島に行ったことを記しているが、『清狂遺稿』が天保十二年に繫年している広島行き72「厳島」詩(五言律詩)の頸聯で「花開春寺隱、潮満海廊浮(花開きて春寺隠れ、潮満ちて海廊浮く)」と詠み、更に73「廣島」詩(七言律詩)の頸聯でも「細雨頻來三月暮、飛花又老一年春(細雨頻りに來たる三月の暮、飛花又た老ゆ一年の春)」と詠むのは、「立泉年譜」が「三月、厳島に遊び再び広島に入る」と記し、「海原年譜」も「三月には、厳島(宮島)を経て再度広島に入った」と記す根拠になるであろうが、二つの年譜がそれぞれ前の「正月」にも坂井虎山を訪ねて広島へ行ったことの根拠がどこかにあるのか、筆者は探し出せなかった。

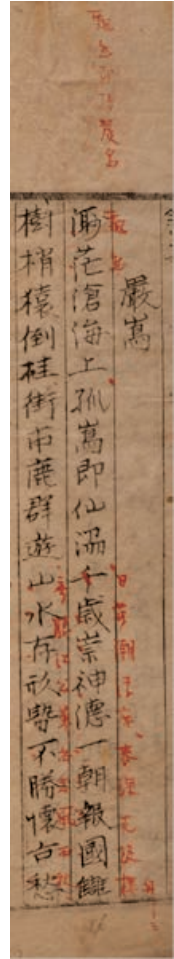


#### 四

月性の広島行き新时期について、その拠り所とした『清狂遺稿』の詩の並びによって、それが天保七年と天保十二年であったのがこれまでの大方の見解であったが、しかし表に示したように『清狂遺稿』よりも制作年代が古い写本に於ける詩の並びを見ると、明らかに『清狂遺稿』とは異なり、②f『鄙稿』（其三）と①a『未定清狂吟稿』卷之三に収められる広島行きに関する詩は同じ時期のものとして一箇所にとめて配されている。これは『清狂遺稿』の73「廣島」詩と20「廣城」詩が天保七年と天保十二年に分けて配されているのに対して、②f『鄙稿』（其三）及び①a『未定清狂吟稿』卷之三ではこの二首を「廣城二首」と連作の詩として配していることからこれらが同時期の作であることは動かないであろう。

②f『鄙稿』（其三）全十二首は、坂井虎山に拝謁するために広島に行き、そして広島から戻った時のことを詠んだ詩を後に虎山に呈したものであって、そこには坂井虎山の朱批が加えられているというのは前述の通りである。この写本には制作年が記されていないが、①a『未定清狂吟稿』卷之三は、収録された詩の前に〈庚子（天保十一年一八四〇）〉と〈辛丑（天保十二年一八四一）〉の干支がそれぞれ記されており、虎山の朱批が加えられた②f『鄙稿』（其三）を整理した一連の詩がすべて〈辛丑〉の作として入れられているのであれば、『清狂遺稿』に天保七年と天保十二年に分けて配されていたものが実はすべて天保十二年の作であったということが明らかになる。

ここで少し説明を加えなければならないのは、①a『未定清狂吟稿』卷之三には収めない17「嚴島」詩が『清狂遺稿』に掲げられていることに、一見、違和感を持つであろうが、これにも理由がある。それには先ず②f『鄙稿』（其三）の4「嚴島」詩から見てみる必要がある。（図①）



図①

渺茫滄海上、孤鳥即仙洲

渺茫たり滄海の上、孤鳥即ち仙洲

千歳崇神徳、一朝報國讎

千歳 神徳を崇め、一朝 国讎に報ゆ

樹梢猿倒挂、街市鹿群遊

樹梢 猿は倒しまに挂かり、街市 鹿群れて遊ぶ

山水存形勝、不勝懷古愁

山水 形勝を存し、懷古の愁いに勝えず

図①から判るようにこの漢詩には随処に坂井虎山の朱批が加えられているが、これを整理し直したものが①a『未定清狂吟稿』卷之三の27「嚴寫」詩である。(図②)



図②

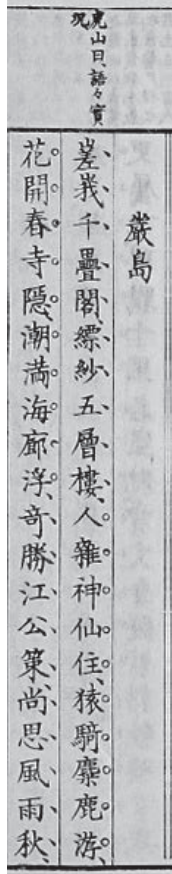
嚴寫

渺然滄海上、孤鳥即仙洲、千歳崇神徳、一朝報國讎、

樹梢猿倒挂、街市鹿群遊、山水存形勝、不勝懷古愁

千歳崇神徳、一朝報國讎、樹梢猿倒挂、街市鹿群遊、山水存形勝、不勝懷古愁

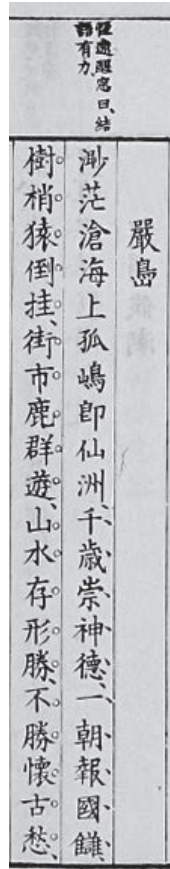
漂然、滄海上、孤鳥即仙洲  
中、番、千歲潮浮窟、春深花沒樓、  
 樹梢猿倒挂、街市鹿群遊  
 山水存形勝、不勝懷古愁  
 筆者が傍点を打ったところが② f 『鄙稿』(其三)の坂井虎山の朱批に拠つて改めたところで、最後の一聯も虎山は(音勝江公策、尚思風雨秋)にという代案を示していたが、月性はこれには応じないものの、しかし虎山のこの代案は末尾に明記している。月性が最終稿として纏め上げた③ a 『清狂吟稿』卷之一の34「嚴島」詩ではかなり大々的に書き改められており、これを図③に示す『清狂遺稿』の72「嚴島」詩と比べると、第二句の(紗)が(縵)に作り、第三句の(雑神仙)がもと(據煙霞)になつてゐるのを見せ消ちで(雑神仙)に改めてゐる以外は同じである。これを見ると最後の聯は虎山の代案をそのまま用いてゐることがわかる。



図③

但だ『清狂吟稿』及び『清狂遺稿』に記す虎山の評語(語々實況)といふのは、② f 『鄙稿』(其三)及び① a 『未定清狂吟稿』卷之三には見えないもので、月性がこのように大なたを振るつて書き改めた後に、さらにまた坂井虎山に批評を仰いだのであろうか、あるいは別人のものであろうか。ところでここで『清狂遺稿』で奇妙な編集が行

われていることに気づく。つまり②f『鄙稿』（其三）の月性原案の4「嚴寫」詩に修正を加えたものが『未定清狂吟稿』巻之三の27「嚴寫」詩で、これにさらに推敲に推敲を重ねたものが③a『清狂吟稿』巻之一の34「嚴寫」詩、そして『清狂遺稿』の72「嚴島」詩であることはいま述べた通りだが、実は『清狂遺稿』の天保七年に配されている17「嚴島」詩は図④に示すように、すでにボツになったはずの②f『鄙稿』（其三）の4「嚴寫」詩（図①）とまったく同じなのである。



図④

しかもここに付されている恒遠醒窓の（結語有力）という評語は、もともとこの詩に対してではなく、①a『未定清狂吟稿』巻之三の27「嚴寫」詩（図②）の坂井虎山の後に付されていたものである。このあたりにも『清狂遺稿』がいろいろな写本から継ぎ足していった編集のあとが垣間見られるようであるが、特に制作年代に限って言うならば、これまで述べてきたように72「嚴島」詩は結果として、17「嚴島」詩の書き換えになることは同じ韻を踏んでいることから知られるが、『清狂遺稿』の73「廣島」詩と20「廣城」詩が、②f『鄙稿』（其三）及び①a『未定清狂吟稿』巻之三では「廣城二首」という同時の連作詩であったように、ここも天保七年と天保十二年に分けられることはあり得ないのである。

以上要するに、『清狂遺稿』が天保七年と天保十二年とに大きく分ける広島行きの詩が実のところすべて天保十

二年の作であったことを論じてきたが、これは嘉永三年（庚戌一八五〇）作の「其日展墓于本照寺（其の日本照寺に展墓す）」詩（『清狂遺稿』巻之下175）によっても裏付けられる。この詩の一つ前の「聞虎山坂井先生病革、即日往訪則已易簀矣。悵然而作、實庚戌重陽日也（虎山坂井先生の病革まるを聞き、即日往き訪ぬれば則ち已に簀を易う。悵然として作るに、実に庚戌重陽の日なり）」という詩題によると、月性が坂井虎山の危篤を聞いて駆けつけた時（重陽日）には既に亡くなっていたという（九月六日）。よって「其日展墓于本照寺」詩はその詩と同じ九月九日（重陽日）、虎山の墓参りの際に作られたものということになるが、この七絶詩のはじめ二句の「十年交態儘過狂、往事追懷欲攪腸（十年の交態儘く狂に過ぎ、往事追懷すれば腸を攪さんと欲す）」とは、常軌を逸した月性にも接してくれた虎山のことかひどく偲ばれるというのであり、この「十年交態」が二人の交往の長さを記している。これがまず概数ではないというのは、逆算してみるとまさに天保十二年（辛丑一八四一）に月性が初めて虎山に拝謁した時と合致するからであり、それがもし天保七年（丙申一八三六）ならば十五年となり、概数からはますます懸け離れてしまう。

## 五

これまで述べてきたことから、月性が坂井虎山に初めて拝謁したのは天保十二年（辛丑一八四一）で、前掲の七絶詩「晚春廿又六日、洋峩亭……」詩の詩題から三月二十六日に出帆したこと、そしてその第三・第四句に「欲尋閑枕一場夢、更作廣陵三日遊（閑枕一場の夢を尋ねんと欲して、更に作す広陵三日の遊）」と詠むように広島（廣陵）行きは三日かけてのものであったことが知られる。その間の船旅は、表に示したように洞口（洞口晚泊）・丸石（丸石舟中）・厳島（厳島二首）を経て広島に至っている（舟抵廣城）。そして帰りは餌浦（餌浦候潮（繪場浦候潮））・厳島（厳

灘舟中)・大野(大野浦夜泊)を経て遠崎に戻ってきている(「自廣嶋歸崎舟中(自大野歸遠崎舟中)」<sup>14</sup>)。この時節については、その時に月性が携えていった「初謁虎山先生賦呈(初めて虎山先生に謁え賦して呈す)」詩もこれを裏付けている。

泰斗儒門望不空、雄藩又見出英雄 泰斗儒門望空しからず、雄藩又た英雄を出すを見る

文名一代振天下、道統千年在日東 文名一代天下に振るい、道統千年日東に在り

殘雨山樓風氣濕、夕陽江郭水煙籠 殘雨山樓風氣湿い、夕陽江郭水煙籠る

滿城絃誦春將暮、吹送柳陰花底風 滿城絃誦春將に暮れんとし、吹き送る柳陰花底の風

最初の二聯は広島藩の名儒、坂井虎山が天下に名を轟かせる傑物であると讃え、最後はこのような人物の住まう広島の下城下なればこそ、のどかに春を謳歌できるのだと結んでいるが、それを(「滿城絃誦春將に暮れんとし、吹き送る柳陰花底の風」と詠むように、坂井虎山への拝謁が春三月も終わろうとする頃のことであったことを証している。この詩を贈られた虎山は(前聯亦佳、唯華非其人耳(前聯亦た佳きも、唯だ華(※虎山の名)は其の人に非ざるのみ)と、月性の句作りを評価しながら自らは卑下する評語を残しているが(② f 『鄙稿』其三・① a 『未定清狂吟稿』29・『清狂遺稿』19)、彼はこれに応じて「酬月性見贈作(月性の贈らるる作に酬ゆ)」詩(「翰墨因縁」所収)を作り、それにまた月性は「次韻虎山翁見酬作以呈(虎山翁の酬いらるる作に次韻し以て呈す)」詩(① a 『未定清狂吟稿』卷之三・38・① b 『未定小稿』1・② g 『鄙稿』其四上)を以て応じている。この詩は① b 『未定小稿』という表題の下に(辛丑四月以下所作)とあるので、広島から帰ってきた後の作であることになるが、『清狂吟稿』及び『清狂遺稿』には収録されていない。

表二に記したように月性には虎山に呈したものとして他に、「臥虎山歌贈阪井先生(臥虎山の歌 坂井先生に贈る)」という全三十四句の七言古詩の大作がある。これは泰平に酔いしれる世相に対して動物をふんだんに用いて諷刺し

ながら、だからこそ虎山が必要とされるのだと詠いあげる力作で、前掲の秋鷗村の所有だった『翰墨因縁』にもその習作三篇が収められており、そこからも虎山に認められるべく推敲に推敲を重ねながら長篇詩に仕上げているという苦心の跡がありありと見てとれる。この詩が②f『鄙稿』(其三)及び①a『未定清狂吟稿』卷之三にないのは、先の坂井虎山に対する次韻詩と同じように(辛丑四月以下所作)と記される①b『未定小稿』に収められているので、この広島行きの中で詠まれ呈せられたのではなく、遠崎に戻ってから後の作ということになるからである。この詩に対しても虎山は「次韻清狂尊者見寄臥席山歌却呈(清狂尊者の寄せらるる臥虎山の歌に次韻し却呈す)」(②a『天保古詩百一鈔草稿』の坂井虎山の詩五首の中の一首)と題する返詩を作っているが、これは嘉永二年(一八四九)出版の『攝西六家詩鈔』(卷六「坂井虎山」第八葉裏)にも「次韻月性法侶見寄作(月性法侶の寄せらるる作に次韻す)」と題を改めて収録されている。

六

以上、月性が初めて坂井虎山に拝謁した時期について論じてきたが、その坂井虎山への拝謁が天保七年(丙申一八三六)、月性二十歳の時ではなく、天保十二年(辛丑一八四一)、二十五歳の時であったことにはそれなりの意味が考えられる。月性はこれより前の天保十年(己亥一八三九)夏、豊前の蔵春園、そして佐賀の善定寺での学びを終えて郷里遠崎に戻ったことでひとつの節目を迎えている。つまり翌天保十一年(庚子一八四〇)十月下旬に、蔵春園時代の五年で作った一千首あまりとそれ以降の詩も含めて七十首を選んだというが(①a『未定清狂吟稿』卷之三「題舊稿後并引」、月性はこのあたりで漢詩人としての土台を築き上げたという意識なり、自負なりを持ったとみるの

である。この自負が次のさらなる雄飛へと駆り立て、翌天保十二年春の坂井虎山の拜謁がそのきっかけになったことは、その後の月性の足取りが裏付けていよう。

改めて月性の初めての広島行きに関わる詩を時系列に眺めれば、虎山への拜謁の際に携えていったのが、「初謁虎山先生賦呈（初めて虎山先生に謁え賦して呈す）」詩で、広島から戻ってその行き帰りの詩をまとめて虎山に批評を乞うたのが②f『鄙稿』（其三）に収める十二首、そして「臥席山歌贈坂井先生（臥虎山の歌坂井先生に贈る）」詩も帰郷後の作ということになる。はじめに掲げた「晩春廿又六日洋我亭……」詩はこの詩題の最後に〈備遺忘（遺忘に備う）〉（清狂遺稿）とか、〈備他日遺忘（他日の遺忘に備う）〉（①a『未定清狂吟稿』卷之三）と記すようにその詩題に広島行きのきっかけを記そうとしただけの備忘録にすぎず、詩もすでに舟中ででき上がっていたはずである。しかしその内容はというと、前述のようにとっても虎山に呈する代物ではないので後に月性はこれは抜いて見せようとはしなかった。つまりこの広島行きが気ままなお遊びとは別のもっと重要な目的があったのであり、己の存在を知らしめんとする月性にとって坂井虎山への拜謁はかなり大きな意味を持つものであったといえよう。

#### 注

- (1) 「月性『清狂遺稿』考―中島棕隠に贈った詩を例として―」（京都女子大学人文学会『人文論叢』第六八号 二〇二〇年一月）
- (2) 三坂圭治監修『維新の先覚 月性の研究』（月性顕彰会刊行 マツノ書店 一九七九年五月）所収。
- (3) 海原徹『月性』（ミネルヴァ書房 二〇〇五年九月）所収。
- (4) 秋元家の家業については、『大島町史』「IV 近世」「六 村々の産業」「(二) 水産業」「3 遠崎浦の俵物と下請問屋」（大島



町史編纂委員会 山口県玖珂郡大島町大島町教育委員会 平成四年) 第二二四頁至第二二三頁を参照。また秋元家と月性との関わりについては小川國治氏の「月性と鍵屋茂次右衛門」(『山口地方史研究』第一二〇号二〇一八年十一月 山口県地方史学会) 参照。

(5) 前掲注③) 第二二頁参照。なおそこには秋元晩香(稲彦)を(佐多郎)とも称している。

(6) 福岡県求菩提資料館(福岡県豊前市鳥井畑)に所蔵する蔵春園関係資料の中に「入門簿」が何冊かあるが秋元晩香の記載はない。

(7) 『遠帆樓詩鈔』は『遠帆樓詩集』とも記され、第一集は弘化四年(一八四七)、第二集(後集)は安政六年(一八五九)上梓。求菩提資料館には第二集の草稿(『蔵春園資料目録』二三八・二三九・二四〇)及び『遠帆樓詩集』と記される別の写本(『蔵春園資料目録』二四一)も所蔵される。

(8) 月性も制作年は不明であるが、山口県立山口博物館所蔵の「草稿」(整理番号二二二―一三七)には、「芙蓉墻 洋峨亭十咏一」及び「九月十三日夜洋峨亭即事」が含まれている。この二首は月性顕彰会が所蔵する(柳井市大島出張所) 原稿用紙にペン書きのものもあるが何に拠ったかは不明。

(9) 山口県文書館所蔵「月性師事蹟資料一」(「8 豊前恒遠氏蔵 月性師事蹟志料」)(1) 醒窓遺稿抄」(ア) 洋峨亭記」(請求番号三二二)

(10) これら二つの年譜より以前のものとしては、神根愆生『明治維新の勤王僧』「六 桂月性」(昭和十一年十二月 興教書院)は(月性は天保五六年頃は京阪に居り、七年の新年も京都で迎へ、晩春廣島へ下り、始めて阪井虎山に謁し、遠崎に歸山して)とあり(第一七四頁)、布目唯信『吉田松陰と月性と黙霖』「釋月性篇」(昭和十七年十二月 興教書院)も(天保七年春には嚴島より廣島に出でて阪井虎山に始めて謁し)と記している(第七三頁)。吉富治一『勤王僧月性傳』(昭和十七年六月

非売品)は(月性が初めて坂井虎山に會つたのは天保八年で彼の廿一歳の時である)(第十頁)と記すが拠るところが不明。

(11) 前掲注(1)参照。

(12) 耶馬溪風物館(大分県中津市)所蔵の⑤『清狂吟稿』卷之三末葉の杉修道(梅太郎)の跋文に(清狂吟稿三冊留覽数月、節奏高峻、辭氣豪爽、反復不忍釋手。上人將去、余謀奪其稿、藏諸篋笥、長慰別離之情。因倩人錄一本以贈之。丙辰(一八五六)四月既望 杉修道誌)とある。ここにいう(清狂吟稿三冊)とは、吉田松陰が安政五年(一八五八)三月一日(※実際は五月十日)に月性が亡くなったという報を聞いて作った「送清狂師歸郷序」(『戊午幽室文稿』上巻所収 昭和九年十二月山口県教育会編纂岩波書店刊行『吉田松陰全集』第四卷第二七頁参照)に更に安政六年(一八五九)四月十四日の日附で付記された文の中に(清狂素有詩名、手定吟稿三卷、藏諸家兄伯教所。清狂已寂、同志願謀上梓、以其多抵觸時事、旋復遲回、獨護國論一卷、梓行于世)と記す(手定吟稿三卷)と同じものを指すであろう。

(13) ① a 『未定清狂吟稿』に掲載する広島行き最初の詩「放舟」の題注にも(以下批評係坂井席山翁)とあれば、その前の「晩春念六之曉、洋我亭東窓下春眠未覺……」詩は坂井虎山には示していないことが知れる。

(14) これらの地名については、遠崎(山口県柳井市遠崎)から広島へ向かう順に記すと丸石(広島県廿日市市丸石)・厳島(広島県廿日市市宮島町)・大野(広島県廿日市市大野)はその所在が確かめられるが、餌浦(繪場浦)については大野と広島の間あたりに位置するはずであるが具体的に確かめられていない。洞口は月性に天保十四年(癸卯 一八四三)二月、広島へ向かう時に作った「自洞口赴廣嶋舟中即事」があるが、この地名について、海原徹『月性』では、(洞口は現・安芸郡音戸町の渡戸あほを指すらしい。今は瀬戸大橋が架かる早瀬ノ瀬戸を抜け、能美島を左手に望む航路を来たものである)(第三九頁)と記すが、位置的に広島より南東にあるところから広島に向かうというのは不自然であり、また② f 『鄙稿』(其三)及び① a 『未定清狂吟稿』卷之三の「放舟」詩にも(晩來洞口江上泊)と広島への船旅でまず泊つたのが洞口だと詠んでお

り、詩の並びから見ても、洞口は丸石より遠崎よりに位置するところにあるとみる。

(付記) 本稿は二〇二〇年度京都女子大学宗教・文化研究所個人研究助成を受けて執筆したものである。また本稿作成にあたっては、公益財団法人僧月性顕彰会、松陰神社宝物殿至誠館、福岡県求菩提資料館、中津市耶馬溪風物館、柳井市長命寺住職川端勝教氏、僧月性顕彰会西原光治氏・森本政彦氏、柳井市立大畠図書館次長室田和範氏、柳井市教育委員会社会教育指導員松島幸夫氏、恒遠俊輔氏、秋元肇氏、秋元博氏、月性展示館の中原富喜江氏には格別の配慮を賜った。末筆ながら謝意を表す。

〈キーワード〉

月性 坂井虎山 清狂遺稿 遠崎 広島